

庄原市監査委員告示第3号

平成30年3月30日付け庄原市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年6月18日

庄原市監査委員 高野美則  
同 横路政之

平成 29 年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

総務課

| 項 目      | 指摘及び検討事項                              | 取組方針等           | 根拠規定等     |
|----------|---------------------------------------|-----------------|-----------|
| 文書管理について | 決裁文書で決裁日、施行日、完結日の記載もれが見受けられたので記入されたい。 | 全庁的に記入の徹底を指導する。 | 庄原市文書管理規程 |
|          |                                       |                 |           |
|          |                                       |                 |           |

平成 29 年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

社会福祉課

| 項 目              | 指摘及び検討事項  | 取組方針等  | 根拠規定等     |
|------------------|---|--|-----------|
| 生活保護費返還金等の債権管理事務 | <p>ア 納期限日、督促日、督促時の納期限日、時効、納付交渉等を記載する債権管理条例に基づく債権管理台帳を作成され、適正な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 滞納発生→督促→催告→納付交渉→完納等といった一連の滞納整理を確立されたい。</p> <p>ウ 強制徴収ができる徴収金については、債権収納課と協議され徴収の確保に努められたい。</p> | <p>ア 債権管理台帳へ、納期限日、督促日、督促時の納期限日、時効、納付交渉等の履歴を記載し適切な債権管理に努める。</p> <p>イ 滞納が発生したら督促、催告を行うとともに、訪問時に納付交渉等を行い適切な事務処理を行う。</p> <p>ウ 強制徴収ができる徴収金については、保護継続中のケースについては保護費から徴収するとともに、保護廃止ケースにおいては収納課と協議し徴収の確保に努める。</p> | 庄原市債権管理条例 |
|                  |   |  |           |

平成29年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

高齢者福祉課

| 項目                    | 指摘及び検討事項  | 取組方針等                             | 根拠規定等   |
|-----------------------|---|-----------------------------------|---------|
| 庄原市老人クラブ活動助成事業補助金交付事務 | 実績報告書に添付される収支決算書で、決算科目が当初申請時の予算科目と一致しない(組み変わっている)ので、整合するよう補助事業者を指導されたい。 | 補助事業者に事業科目の組み換えは行えないことを指導した。      | 補助金交付規則 |
| 庄原市敬老会事業補助金交付事務       | ア 実績報告書の提出が遅延していた補助事業者については、事業完了後は速やかに提出するよう指導されたい。                     | 補助事業者に事業完了後は速やかに実績報告書を提出するよう指導した。 | 補助金交付規則 |
|                       | イ 補助金要綱に基づく支払い方法は、概算払と定められているので、事業実施前に交付申請及び概算払請求を行うよう補助事業者を指導されたい。     | 補助事業者に事業実施前の交付申請及び概算払請求を行うよう指導した。 | 補助金交付規則 |

平成29年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

児童福祉課

| 項目                     | 指摘及び検討事項   | 取組方針等   | 根拠規定等       |
|------------------------|--|---|-------------|
| 庄原保育所指定管理業務委託事務        | 市と協議が必要となる修繕については、基本協定に基づき、書面により協議し実施するよう指定管理者を指導されたい。   | 市と協議が必要となる修繕について、基本協定に基づき、書面により協議のうえ、修繕を実施するよう指導した。 | 基本協定第15条第2項 |
| 敷信みのり保育所指定管理業務委託事務     | (財政援助団体等監査結果報告に記載)                                       |   |             |
| ジョイフル子育て支援センター事業業務委託事務 | ア 業務委託を再委託する場合は、委託契約に基づき、書面により市の承認を受けるよう委託業者を指導されたい。     | 業務委託を再委託する場合は、業務委託契約に基づき、委託業者へ市の承諾を受けるよう指導した。       | 業務委託契約      |
|                        | イ 一時預かり事業の利用料金の金額の設定や帰属先については、市と協議し事業を実施するよう委託業者を指導されたい。 | 一時預かり事業の利用料金の金額設定・帰属先について、仕様書により詳細を定め、適正な処理に努める。    |             |
|                        | ウ 一時預かり事業において、収入した利用料金の根拠資料を整理するよう委託業者を指導されたい。           | 委託業者から利用料金の算出根拠となる資料の提出を求めるとともに、適正に保管するよう指導を行った。    |             |
|                        | エ 委託業務で必要とされる書類の不備が見受けられたので、適正な事務に努められたい。                | 必要書類に不備がないか確認を行うとともに、委託業者に不足している書類の提出を求めた。          |             |

平成 29 年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

市民生活課

| 項 目               | 指摘及び検討事項   | 取組方針等  | 根拠規定等   |
|-------------------|--|--|---------|
| 市民タクシー運行事業補助金交付事務 | 補助金交付規則に基づき、事業着手と同時に着手届を、完成と同時に完成届を提出するよう補助事業者を指導されたい。 | 補助事業者に対し、補助金交付規則第 9 条に基づき、事業着手と同時に着手届を、完成と同時に完成届を提出するよう指導する。 | 補助金交付規則 |
|                   |  |  |         |
|                   |  |  |         |

平成 29 年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

危機管理課

| 項 目            | 指摘及び検討事項   | 取組方針等   | 根拠規定等 |
|----------------|--|---|-------|
| 防犯カメラ維持費負担交付事務 | 庄原市防犯組合連合会の決算を確認したところ、市から負担金が交付されたか確認が困難な状態となっているので指導されたい。 | 平成 29 年度の決算から、防犯カメラ維持経費の内訳を報告させ、適正な事務の執行に努める。 |       |
|                |  |   |       |
|                |  |   |       |